自動車サプライチェンで知っておくべき
欧州使用済み車両規則（ELV規則）

2026年11月26&27日

一般社団法人　産業環境管理協会

国際化学物質管理支援センター

浅田　聡

当説明内容は発表者の知見、認識に基づいてのものであり、
特定の会社、公式機関の見解等を代弁するものではありません。
法規制の名称・法文は必ず原文を参照してください。

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

目次

1. 循環型経済と欧州廃棄物枠組み指令
2. ELV規則のポイント
   - 今回の規則制定の経緯
   - ELV規則の概要
   - 注目点：懸念物資の管理
   - 注目点：再生樹脂使用義務づけと課題
   - 注目点：循環性戦略
   - 注目点：循環性車両パスポート
   - 注目点：各規制項目の発効時期
3. 今後の対応

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

欧州の資源循環政策をめぐる動向：

循環型経済行動計画（‘15/12）



フォン・デア・ライエン委員長



新循環型経済行動計画（‘20/3）
欧州グリーンディールの重要要素



持続可能な製品のための包括的な法的枠組み（‘22/3）

① 持続可能な製品の為のエコデザイン規則（ESPR*）
（自動車は改定ELV規則で対応するので除外）
② エコデザイン・エネルギーラベル作業計画(2022-2024)
③ グリーン移行に向けた消費者のエンパワーメントに関する指令
④ 持続可能な循環型繊維製品に向けたEU戦略
⑤ 建築資材の規則改正

＊ESPR: Ecodesign for Sustainable Products Regulation

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

廃棄物処理階層およびESPRとWFDの位置づけ：

The Waste Hierarchy

予防：Prevention

削減：Reduction

再使用：Re use

再利用：リサイクル

責任ある廃棄：
Responsible disposal

ESPR

WFD

予防・削減（製品設計織込）
性能、環境インパクトのバランス
使用用途、寿命、市場ニーズ、管理範囲、情報開示

情報

製品使用
・リサイクル性
・含有化学物質

再使用

コモディティ

廃棄物

製造輸送

収集・選別

リサイクル
再生材料

再生材料
エネルギー

焼却・エネルギー
・有害物質
・焼却灰

捕集・無害化

プロセス
原動力

廃棄：埋立て

浸出液

浸出液管理

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

Waste Framework Directive (WFD)とは：

名称：廃棄物枠組み指令（Waste Framework Directive：WFD）

現行指令：2008 / 98 /EC　制定後2度改定（2018,2025年）

構成：43条　6附属書

目的：・EUにおける廃棄物処理の法的枠組みを規定

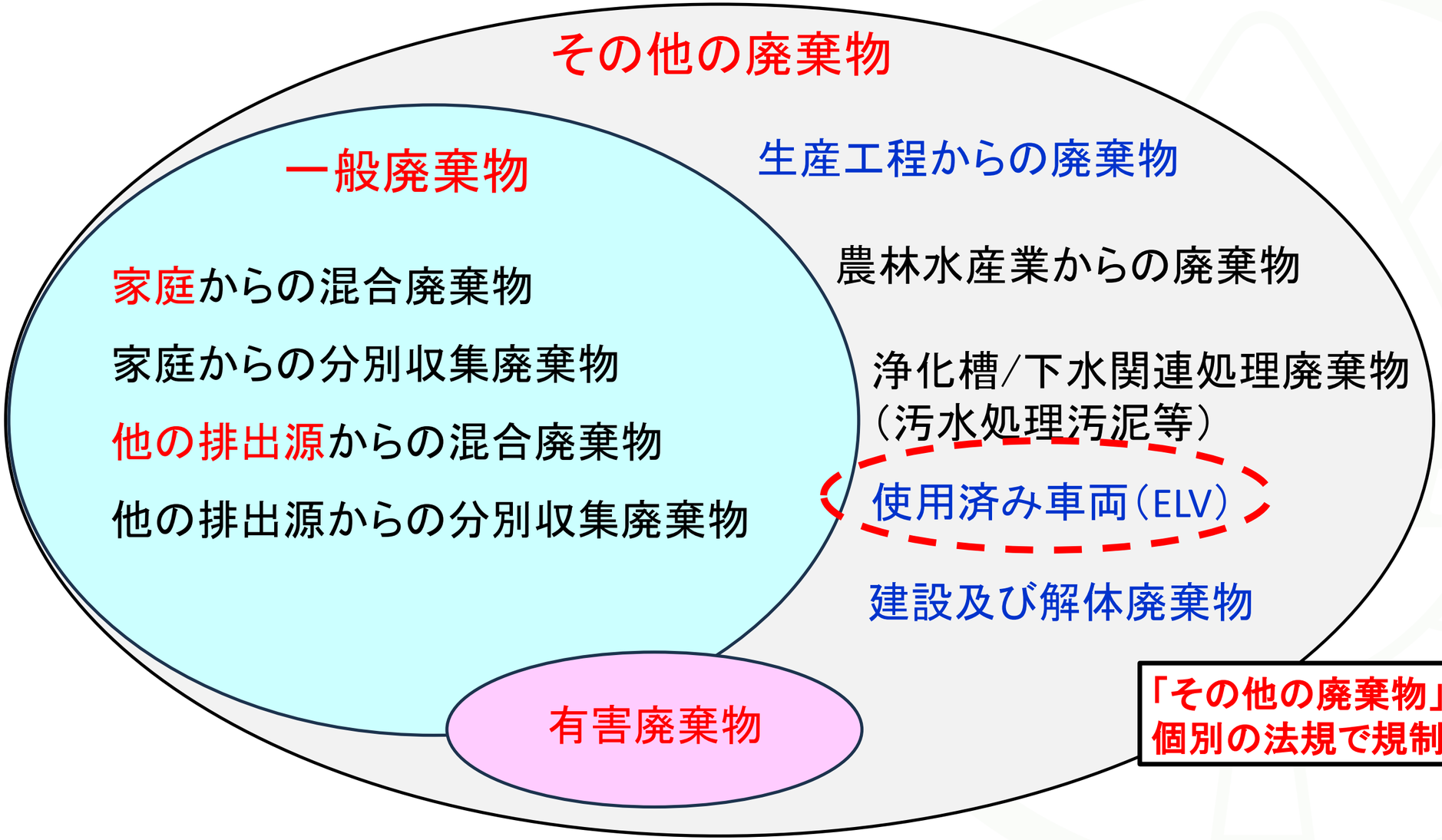
⇒特に加盟国の廃棄物処理活動を規定

・「廃棄物の発生および管理の悪影響を防止または軽減し、資源利用の全体的な影響を軽減し、その効率を向上させることで環境とヒトの健康を保護する措置」

・EUを「廃棄物発生を避け、廃棄物を資源として利用しようとする『リサイクル社会』へと変える基盤を築くこと

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

廃棄物枠組み指令における「一般廃棄物」の定義：



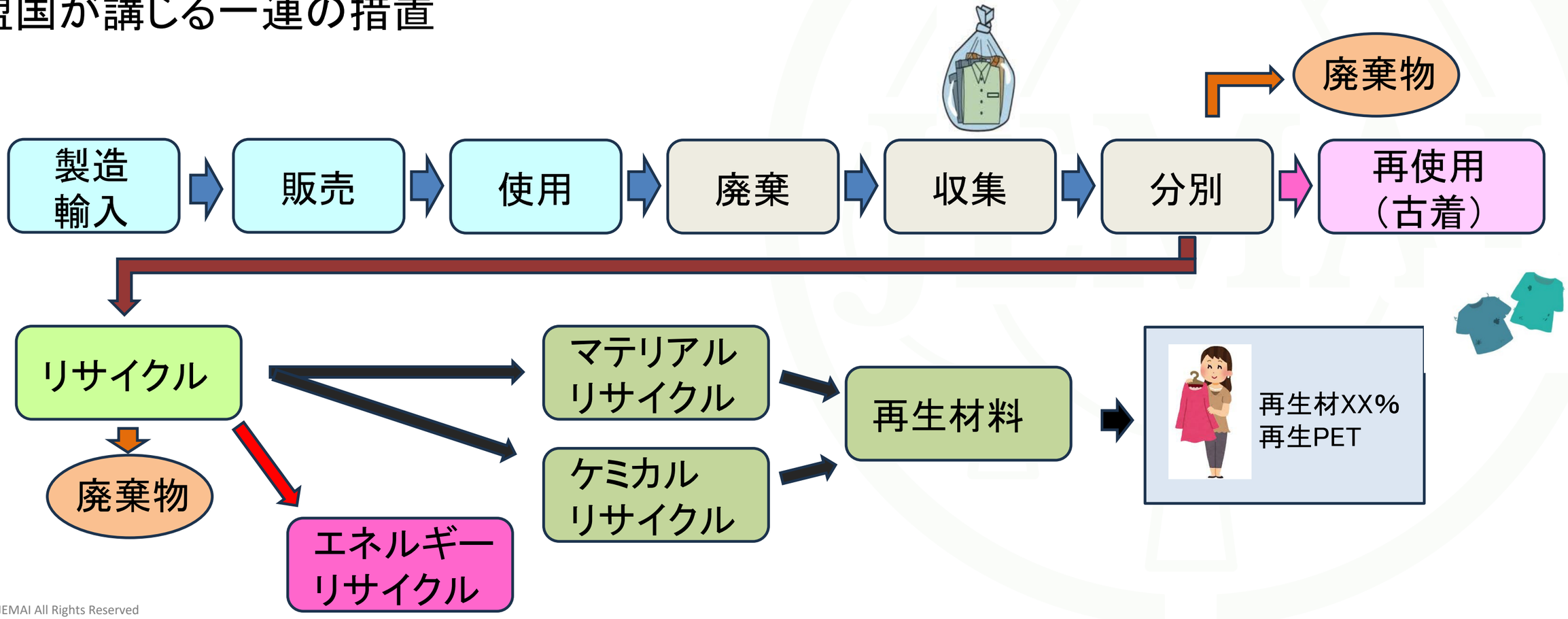
「その他の廃棄物」は個別の法規で規制される

WFD Definition 2bより作成

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

廃棄物枠組み指令での「拡大生産者責任制度」コンセプト:

「拡大生産者責任制度」:
製品の生産者が、製品のライフサイクルにおける廃棄/リサイクル段階の管理について、
財政的責任または財政・組織的責任を負うことを確保するために
加盟国が講じる一連の措置



Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

目次

1. 循環型経済と欧州廃棄物枠組み指令
2. ELV規則のポイント
   - 今回の規則制定の経緯
   - ELV規則の概要
   - 注目点：懸念物資の管理
   - 注目点：再生樹脂使用義務付けと課題
   - 注目点：循環性戦略
   - 注目点：循環性車両パスポート
   - 注目点：各規制項目の発効時期
3. 今後の対応

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

自動車のライフサイクル：

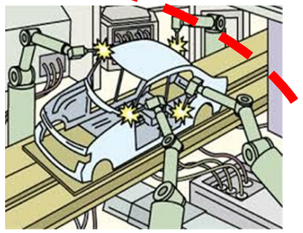


原材料製造



部品製造

大気、水質、土壌等の管理法規
化学物質規制（工場、製品）



車両製造

大気、水質、土壌等の管理法規
化学物質規制（工場、製品）



使用

排出ガス、燃費



使用
（中古車）



使用済自動車（ELV）

ELV指令の範囲



解体



中古部品
使用不可部品、再販可能部品





シュレディング



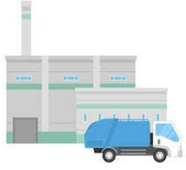
精錬



リサイクル材



埋め立て



焼却

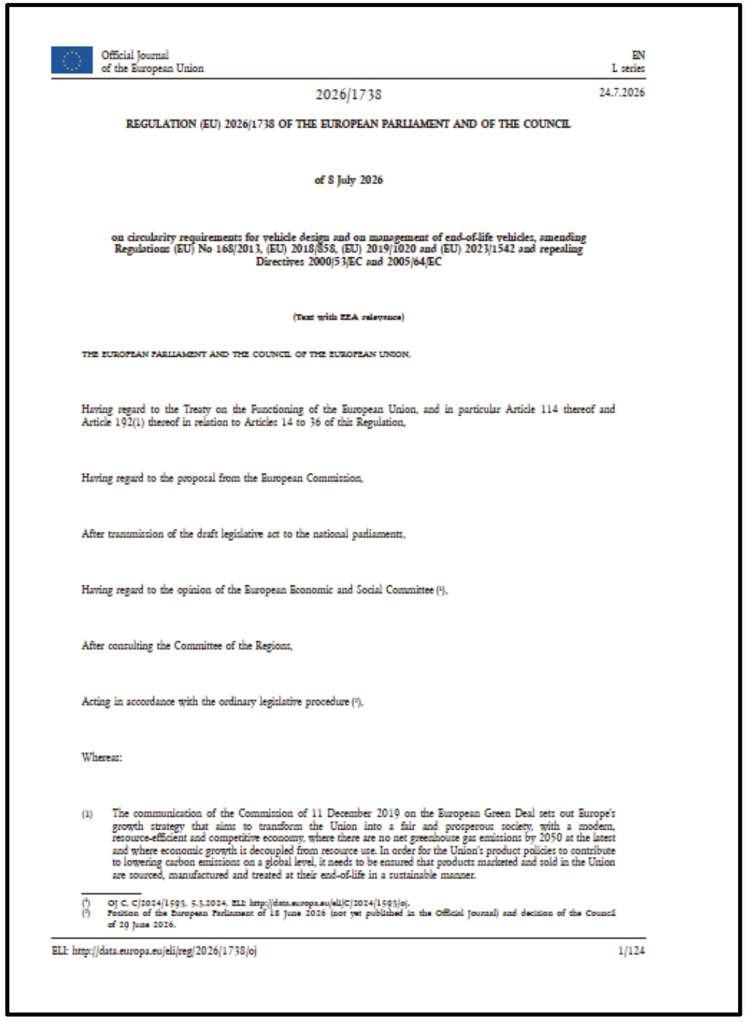
廃棄物

自動車リサイクル法（日）
ELV指令（欧）

ELV規則の範囲

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

ELV規則制定の経緯：ELV規則(EU)2026/1738



Official Journal of the European Union — EN L series

2026/1738 — 24.7.2026

REGULATION (EU) 2026/1738 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL

of 8 July 2026

on circularity requirements for vehicle design and on management of end-of-life vehicles, amending Regulations (EU) No 168/2013, (EU) 2018/858, (EU) 2019/1020 and (EU) 2023/1542 and repealing Directives 2000/53/EC and 2005/64/EC

(Text with EEA relevance)

THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL OF THE EUROPEAN UNION,

Having regard to the Treaty on the Functioning of the European Union, and in particular Article 114 thereof and Article 192(1) thereof in relation to Articles 14 to 36 of this Regulation,

Having regard to the proposal from the European Commission,

After transmission of the draft legislative act to the national parliaments,

Having regard to the opinion of the European Economic and Social Committee (1),

After consulting the Committee of the Regions,

Acting in accordance with the ordinary legislative procedure (2),

Whereas:

(1) The communication of the Commission of 11 December 2019 on the European Green Deal sets out Europe's growth strategy that aims to transform the Union into a fair and prosperous society, with a modern, resource-efficient and competitive economy, where there are no net greenhouse gas emissions by 2050 at the latest and where economic growth is decoupled from resource use. In order for the Union's product policies to contribute to lowering carbon emissions on a global level, it needs to be ensured that products marketed and sold in the Union are sourced, manufactured and treated at their end-of-life in a sustainable manner.

(1) OJ C, C/2024/1593, 5.3.2024, ELI: http://data.europa.eu/eli/C/2024/1593/oj.
(2) Position of the European Parliament of 18 June 2026 (not yet published in the Official Journal) and decision of the Council of 29 June 2026.

ELI: http://data.europa.eu/eli/reg/2026/1738/oj — 1/124

公示：2026/7/24　OJ収載

名称：REGULATION (EU) 2026/1738 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 8 July 2026
on circularity requirements for vehicle design and on management of end-of-life vehicles, amending Regulations (EU) No 168/2013, (EU) 2018/858, (EU) 2019/1020 and (EU) 2023/1542 and repealing Directives 2000/53/EC and 2005/64/EC

改正法規：
(EU)168/2013：　二輪、三輪、軽車両の型式認証と市場監視規則
(EU)2018/858：　四輪、トレーラーの型式認証と市場監視規則
(EU)2019/1020：EU域内製品の安全性・法規適合保証と市場監視規則
(EU)2023/1542：EU電池規則

廃止法規：
2000/53/EC：　ELV指令
2005/64/EC：　再使用、再利用、再生可能性に関する自動車型式認定制度

ELV指令の13条2附属書から59条15附属書への大幅拡充

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

ELV規則制定の経緯：

ELV指令：2000/53/EC
発効：2000/9/18

法規効果評価報告
2021/3/16

改正要否公聴会
2021/7/20～10/26

ELV規則案
（委員会）
2023/7/13

EESC
経済社会
評議会
2023/12/13

合同
委員会
審議
2025/7/7
（1929件
修正意見）

理事会修正案
（理事会）
2025/6/17

議会修正案
（議会）
2025/9/9

European Parliament
European Commission
Council of the European Union

トリローグ合意
2025/12/12

理事会採択
（理事会）
2026/6/29

合同
委員会
審議
2026/7/7

議会採択
（議会）
2026/6/18

ELV規則
(EU)2026/1738
2026/7/24 EU官報公示
2028/9/1　発効

公布
発効



Jens GIESEKE議員
独：ENVI



Paulius SAUDARGAS議員
リトアニア：IMCO

合同委員会：ENVI（環境・気候・食品安全委員会：90名）、IMCO（内部市場・消費者保護委員会：52名）

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

ELV規則の概要： (EU) 2026 / 1738 の構成

総則
1条：狙い　2条:適用対象　3条：用語定義

赤字：製造者関連
青字：解体・処理業者関連

循環性要求

4条：リサイクル率認証→附III
5条：懸念物質→附IV
6条：再生材使用要求
7条：解体性設計→附VIII-C

自動車製造者の義務

8条：自動車製造者の一般義務
9条：循環性戦略→附V-A,B
10条：リサイクル材宣言
11条：解体情報→附VI、VIII-B,C
12条：材質表示→附VI　1～4
13条：デジタル循環性車両パスポート

使用済み車両の管理

14条：所轄官庁
15条：**認可処理施設**
16条：拡大生産者責任
17条：生産者責任組織
18条：拡大生産者責任の履行

使用済み車両の管理（続き）

19条：登録
20条：製造者の財務責任
21条：課金の平準化
22条：加盟国間越境課金調整
23条：使用済み車両の引き取り
24条：使用済み車両の引き渡し
25条：**廃棄証明書**→附IX
26条：認可処理施設の責務→附VIII
27条：破砕処理の一般要件
28条：汚染防止→附VIII-A,B
29条：事前解体義務→附VII-C
30条：事前解体義務→附VII-D,E,F
31条：中古、再生部品の取引
32条：部品のリサイクル
33条：リサイクル回収目標→附IV
34条：シュレッダーの埋め立て→附VIII-G
35条：使用済み車両の移送

中古車の管理

36条：域内所有権移転
37条：車両の状況→附属書I（ELVの定義）
38条：**中古車の第三国輸出要件**
39条：中古車の輸出要件
40条：車両状態情報の確認
41条：税関管理
42条：輸出差し止め
43条：輸出差し止めの解除
44条：輸出差し止め解除の否認
45条：当局間の協力と情報交換
46条：電子システム

U-CAR

法規執行・委任細則

47条：査察
48条：加盟国の執行連携
49条：罰則
50条：EU委員会への報告
50条：法規委託
51条：適用除外の延長
52条：委員会の手続き

法規修正、発効に関する規定

53～55条：改定法規　**56条：見直し規定**
57条：関連法廃止規定
58条：北アイルランド関連
59条：発効に関する規定

Copyri

欧州車両の型式種類： (EU)2018/858より

M、N カテゴリー

小型乗用・貨物
（M1、N1）



中型乗用・貨物
（M2、N2）



大型乗用・貨物
（M3、N3）



L カテゴリー



二輪
（L1、L3）



三輪
（L2、L5）



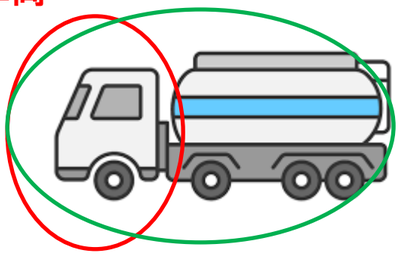
サイドカー
（L4）



超小型自動車
（L6、L7）

多段階認証車

ベース車両

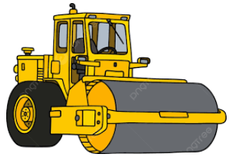


タンクローリー

特殊車両



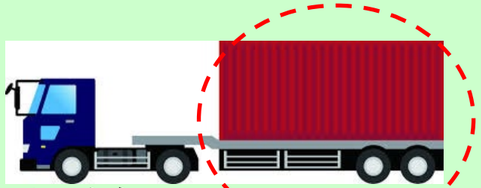






O カテゴリー

トレーラー
（O1,O2,O3,O4）



トラクター



Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

「使用済み車両」の定義： 附属書Iより

修復不能性

部品回収等で**分解・細断**

ｴﾝｼﾞﾝﾙｰﾑ/車室が**破壊/焼損**

ﾀﾞｯｼｭﾎﾞｰﾄﾞ以上の**水没**

特定構成部品が**修理交換不能**
（接地、制動、シート、乗員保護、
シャーシ、外殻、他主要構造部品）

認定処理施設に持ち込まれた車両

保険会社による**全損認定**

技術的評価

放置あるいは**VIN欠損**

保管、輸送時の損傷

修理費費用が現状の価値を上回る場合

ﾀﾞｯｼｭﾎﾞｰﾄﾞ以下の水没で
ｴﾝｼﾞﾝや電気系統に損傷

燃料漏出

LPG系統からの漏洩

作動流体漏出

分解車両

1つ以上の**開口部閉塞**

評価後
5年以内に審査登録されない
場合

使用済み車両

所有者が廃棄する意図がある車両（WFD　3条(1)）

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

懸念物質の管理（5条）：管理対象懸念物質

現行2000/53/EC規定と同じ要求で下記規定発効までは、現行ELV指令規定が適用
(1) 車両及び部品に含有する**懸念物質**はできる限り少なくすること（5条1）
(2) ・(EC)1907/2006（REACH規則）**附属書XVIIの制限物質**
・（EU）2019/1021（POPs規則）**附属書I、II収載物質**
・(EU)2023/1542（バッテリー規則）の制限物質
・(EU)2018/858（認証規則）に基づき**「鉛、水銀、カドミウム、六価クロム」**含有禁止（5条2）
2032年9月1日以降に型式認証される各車両
上記規定発効までは、M1,N1に対して現行ELV指令が適用（57条(4)）
・(EU)2018/858（新型式認証規則）に従い**「鉛、水銀、カドミウム、六価クロム」**含有禁止（5条2）
(3) (2)の例外として**附属書IIIに定められたものは適用除外**（5条3）

本規則の**附属書IIIは現行指令の附属書IIと同じ**。従って適用除外用途で残存するは「鉛」のみ
・附属書IIIのアイテムは現行と同じく、定期的に見直し実施



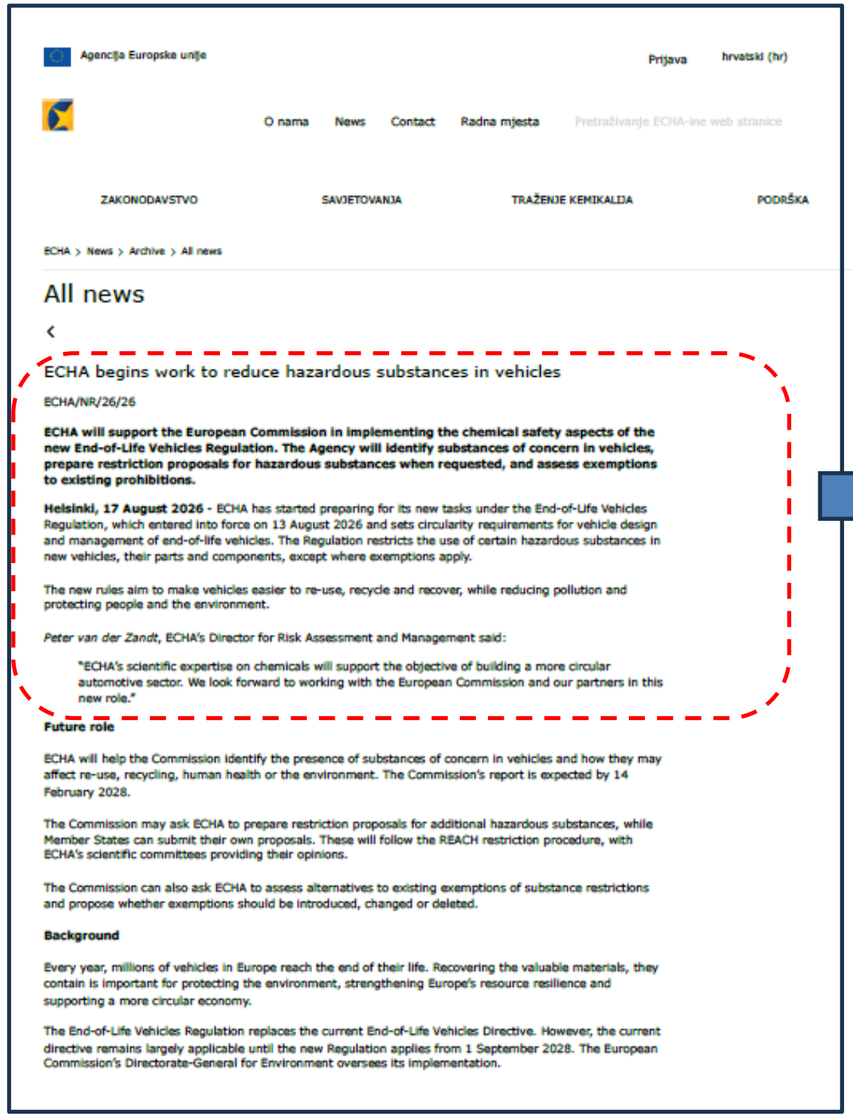





六価クロム（メッキ）

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

懸念物質の管理(5条):欧州化学品庁の関り



Agencija Europske unije

Prijava hrvatski (hr)

O nama News Contact Radna mjesta Pretraživanje ECHA-ine web stranice

ZAKONODAVSTVO SAVJETOVANJA TRAŽENJE KEMIKALIJA PODRŠKA

ECHA > News > Archive > All news

All news

ECHA begins work to reduce hazardous substances in vehicles

ECHA/NR/26/26

ECHA will support the European Commission in implementing the chemical safety aspects of the new End-of-Life Vehicles Regulation. The Agency will identify substances of concern in vehicles, prepare restriction proposals for hazardous substances when requested, and assess exemptions to existing prohibitions.

Helsinki, 17 August 2026 - ECHA has started preparing for its new tasks under the End-of-Life Vehicles Regulation, which entered into force on 13 August 2026 and sets circularity requirements for vehicle design and management of end-of-life vehicles. The Regulation restricts the use of certain hazardous substances in new vehicles, their parts and components, except where exemptions apply.

The new rules aim to make vehicles easier to re-use, recycle and recover, while reducing pollution and protecting people and the environment.

Peter van der Zandt, ECHA's Director for Risk Assessment and Management said:

"ECHA's scientific expertise on chemicals will support the objective of building a more circular automotive sector. We look forward to working with the European Commission and our partners in this new role."

Future role

ECHA will help the Commission identify the presence of substances of concern in vehicles and how they may affect re-use, recycling, human health or the environment. The Commission's report is expected by 14 February 2028.

The Commission may ask ECHA to prepare restriction proposals for additional hazardous substances, while Member States can submit their own proposals. These will follow the REACH restriction procedure, with ECHA's scientific committees providing their opinions.

The Commission can also ask ECHA to assess alternatives to existing exemptions of substance restrictions and propose whether exemptions should be introduced, changed or deleted.

Background

Every year, millions of vehicles in Europe reach the end of their life. Recovering the valuable materials, they contain is important for protecting the environment, strengthening Europe's resource resilience and supporting a more circular economy.

The End-of-Life Vehicles Regulation replaces the current End-of-Life Vehicles Directive. However, the current directive remains largely applicable until the new Regulation applies from 1 September 2028. The European Commission's Directorate-General for Environment oversees its implementation.

ECHAリリース(2026/8/17)

ECHAは車両内の有害物質削減に取り組みを開始します

ECHA/NR/26/26

ECHAは、欧州委員会が新しい終末期車両規則の化学物質安全面の実施を支援します。機関は車両中の懸念物質を特定し、要請があれば有害物質の制限提案を作成し、既存の禁止事項の免除を評価します。

ヘルシンキ、2026年8月17日 - ECHAは、2026年8月13日に施行され、廃車の設計および管理に関する循環性要件を定める「廃車規則」に基づく新たな任務の準備を開始しました。この規則は、新車およびその部品・構成要素における特定の有害物質の使用を制限していますが、例外が適用される場合を除きます。
新規則
は、車両の再利用、リサイクル、回収をより容易にしつつ、汚染を減らし、人々と環境を保護することを目的としています。

ECHAのリスク評価・管理ディレクター、ピーター・ファン・デル・ザント氏は次のように述べました。

「ECHAの化学分野に関する科学的専門知識は、より循環型の自動車セクター構築という目標を支援します。この新たな役割において、欧州委員会やパートナーと協力できることを楽しみにしています。」

今後の役割

は、ECHAが車両中の懸念物質の存在を特定し、それが再利用、リサイクル、人間の健康、環境にどのように影響するかを調査するのに役立ちます。委員会の報告書は2028年2月14日までに発表される予定です。
委員会
はECHAに追加の有害物質に関する制限提案の作成を要請する可能性があり、加盟国は独自の提案を提出することができます。これらはREACHの制限手続きに従い、ECHAの科学委員会が意見を述べます。
委員会
はまた、ECHAに対し既存の物質制限の免除に代わる選択肢を評価し、免除を導入、変更、削除すべきかどうかを提案するよう求めることもできます。

ELV規則に基づき、ECHA(欧州化学品庁)は車両の再利用、リサイクル、回収を容易にしつつ汚染を減らすため設計、管理に関する懸念物質に関する要件対応を推進、まずは2028年2月14日まで「車両中の懸念物質の存在の特定と再利用・リサイクルへの影響、ヒトへの健康影響、環境への影響」について報告書を公表するとともに委員会の要請に基づき必要に応じて懸念物質の制限提案について検討

ECHAリリース 2026/8/17: https://echa.europa.eu/hr/-/echa-begins-work-to-reduce-hazardous-substances-in-vehicles#msdynmkt_trackingcontext=d25fb5ed-36c1-470b-83d2-60ff24190300

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

再生樹脂使用義務づけと含有率申告（6、10条）：

プラスチックに関する要求：
(1) 2032年9月以降認可される車両については、含まれるプラスチックには使用済み廃棄物からの再生材が**少なくとも15%含有、2036年9月以降は、少なくとも25%含有に強化**
(2) 上記再生プラスチックの**少なくとも20%が車両由来材（修理回収材、使用済み車両）**（6条1）
(3) 車両の樹脂材料からタイヤ由来エラストマーならびに緩衝材として使用されるポリウレタンフォーム以外の熱硬化樹脂を除く

再生材含有率表示に関する要求（樹脂部分のみ）：
・消費後廃棄物からのリサイクルされた材料の割合の算定及び検証法に関する委任細則採択後、12か月経過後からの型式認証車両について以下の再生材含有率を申告
・100gを超えるプラスチック部品は、その材料が消費前/消費後廃棄物起源か明記（10条1）





Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

EU域外再生施設への要求事項:

附属書XIIIに定められた事項

実施状況を
附属書XIVの
資格を満たした
監査機関が監査





日本のリサイクル事業者が
附属書XIIIの基準を守り、かつ
附属書XIVを満たした監査機関の
監査結果が必要

パートA:施設運営
(a) 国内法に従った活動
(b) 安全/環境に配慮した設計、建設、運営されており、
適切なプロセス、廃棄物管理技術、組織体制、インフラが整備
(c) 廃棄物は、EU法/加盟国と同等の基準を遵守する国から調達、
かつ、第3項で定義された基準に従って運営
(d) 当該施設は、以下を防止、最小化、する技術を確立し、運用
(i) 当該施設の周辺住民/関係労働者の健康および安全上のリスク
(ii) 活動によって引き起こされる環境への悪影響
(e) 当該施設で、処理されるすべての廃棄物のトレーサビリティを確保と。
発生する残留廃棄物が記録および認可廃棄物管理施設にのみ移送
(f) 省エネおよび温室効果ガスの排出制限
(g) 過去5年間の廃棄物管理活動に関する記録を作成/提示
(h) 運営/管理者が、過去5年間に廃棄物関連で有罪判決を受けていない

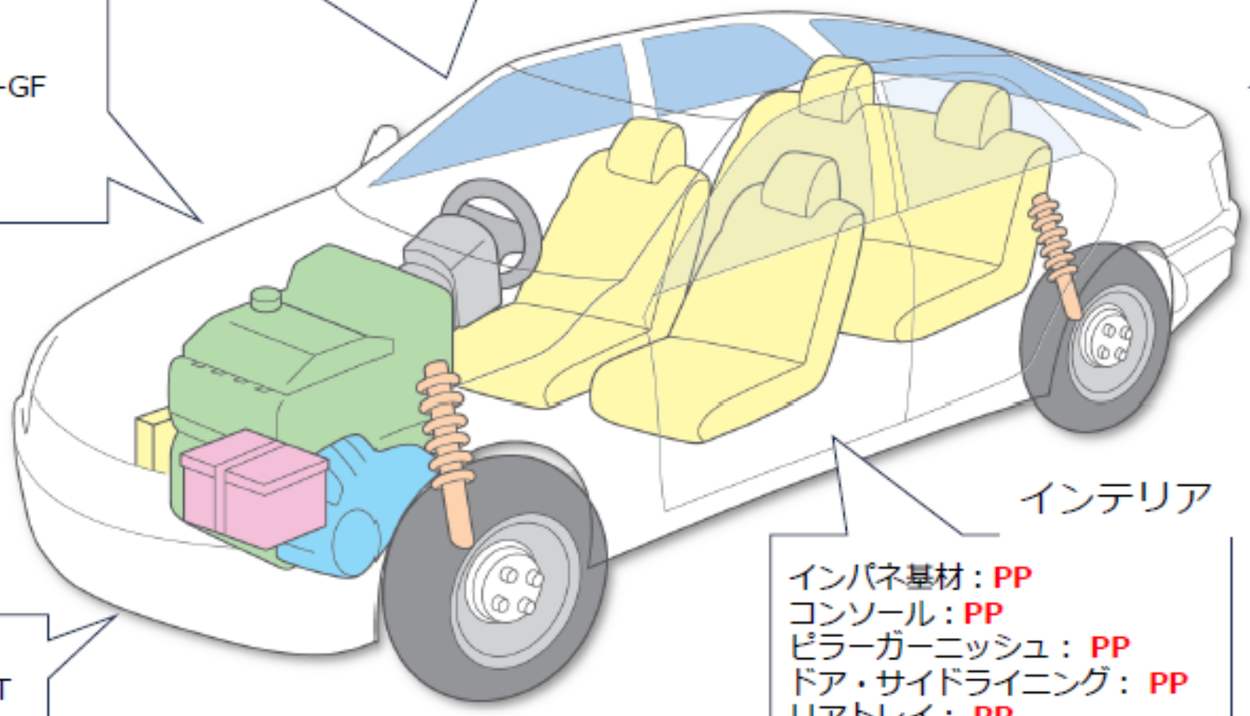
パートA3項:
プラスチック廃棄物は、EU法もしくは同等の要件による方法で処理、
かつ、包括的な廃棄物管理の枠組みを有し、環境上適正な
廃棄物管理を保証する能力を実証している国からのものであること

パートB:6条1～3項の要件に従い再生材が生産されたことを実証する基準:
(a) 当該施設が消費後廃棄物からリサイクルした材料を生産している証明:
- 生産前廃棄物または原材料に由来する材料も併せて生産している場合は、
異なる種類の材料を明確に区別していること

(b) 使用済み自動車または修理済み自動車に由来する消費後廃棄物から
リサイクル材料を生産する施設は、当該廃棄物が分別収集されており、
施設への搬入及び工程全体を通じて、他の由来の材料と混合されていない

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

自動車の樹脂使用部位：



シャーシ／コントロール

フューエルタンク：PE-HD, EVOH, PE-LLD
アクセルペダル：PA66-GF40

パワープラント

エンジンカバー：PA6-GF
インテークマニホールド：PA66-GF
ラジエータタンク：PA66-GF
リザーバタンク：PE
エアクリーナケース：**PP**
ダクト：PP

エレクトリカルデバイス

ランプハウジング：**PP**

エクステリア

バンパーフェイシア：**PP**
プロテクターモール：**PP**
サイドシルガーニッシュ：**PP**
ドアミラーハウジング：PA
フロントグリル：ABS
インナーフェンダー：LLDPE
カウルトップ：PP

インテリア

インパネ基材：**PP**
コンソール：**PP**
ピラーガーニッシュ：**PP**
ドア・サイドライニング：**PP**
リアトレイ：**PP**
サンバイザー：**PP**
ステアリングコラム：**PP**

ボディ

フロントフェンダー：PA6-ABS
バンパー衝撃吸収体：**PP**, PC-PBT
アンダーカバー：**PP**

（出典）　自動車リサイクル促進センター

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

「再生材料使用要求」の課題（樹脂再生プロセス）：

再生材料中の「含有成分」保証の課題：







ペットボトル
からできた
シリーズ

Bottle to bottle

・食品接触材料で
「添加剤」が含まれず
各社同じ仕様

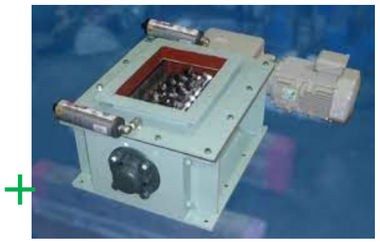


A社=PP＋成分A＋成分B＋



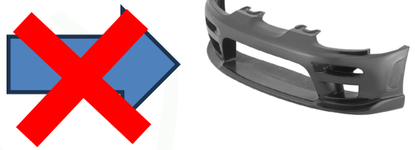
B社=PP＋成分α＋成分β＋







同種の樹脂でも
各社、組成、添加剤
仕様が異なる

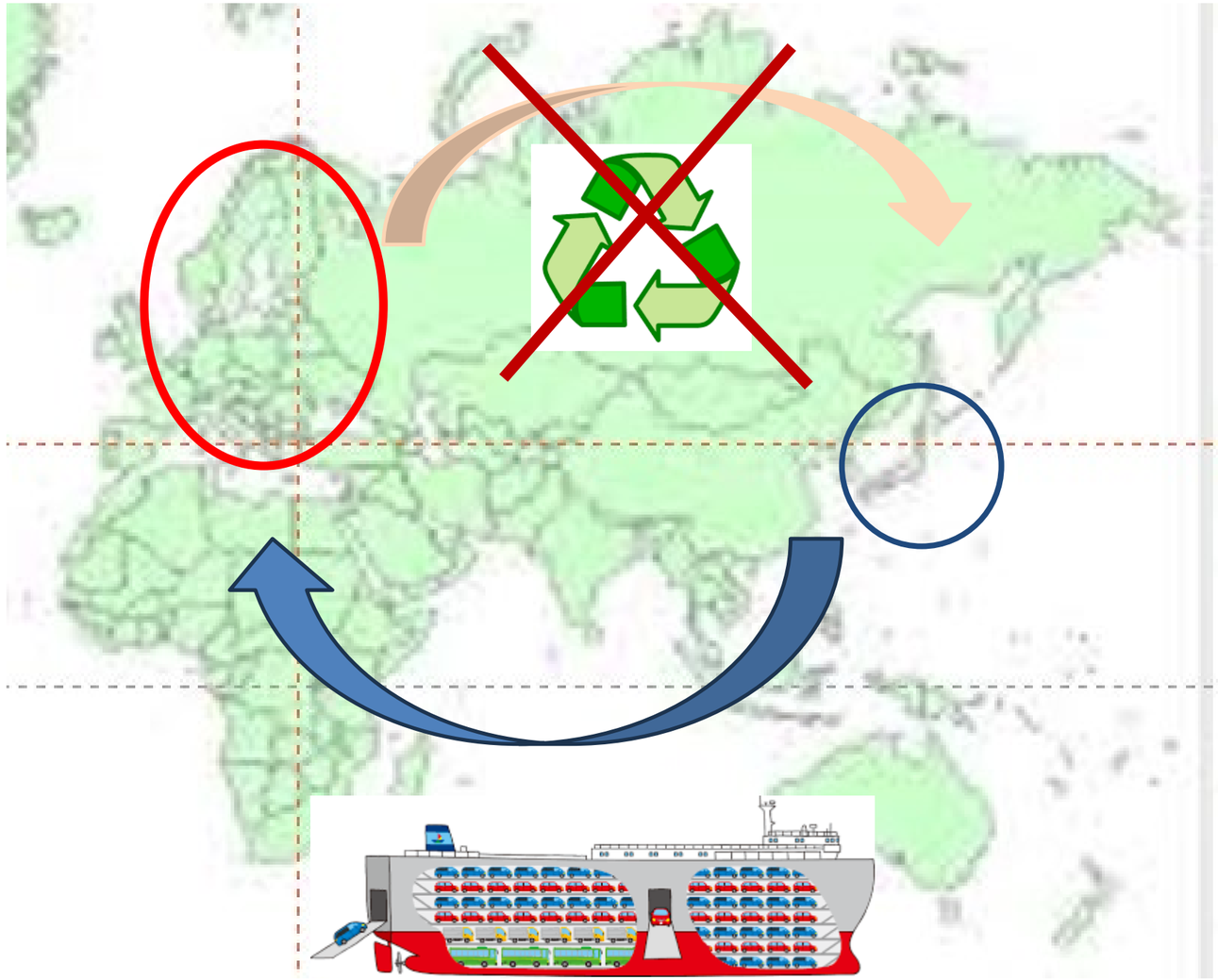


ペレット物性
含有成分保証

・材料物性の確保が
困難（混ざりもの）
・添加剤について管理
できない（過去の
有害物質を含有）

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

「再生材料使用要求」の課題（再生樹脂需要供給試算）:



約40万台(2025年：EU向け)

計算の基礎データ:
平均自動車重量×樹脂部品重量
＝1,500kg×10%＝150kg

EU向け車両の総樹脂概算
＝150kg×400,000台＝60,000t

要求されるリサイクル材
＝60,000t×0.15=9,000t （15%再生材）
＝60,000t×0.25=15,000t （25%再生材）

要求される使用済み車両リサイクル材
＝9,000t×0.2=1,800t （バンパー36万本）
＝15,000t×0.2＝3,000t（バンパー60万本）

バンパー（5kg/本）として試算

日本国内でリサイクル材
（非自動車及び自動車起源）入手が必要

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

再生樹脂に関する自工会自主目標：

2030年

解体/破砕段階からの再生プラ、約2.1万t/年の供給量倍増と
'35年目標の達成に向け、動静脈一体で取組基盤を構築
<各社順次 積極的に活用開始・拡大>

2035年

自動車業界を中心に品質面・供給面での各種取組み、採用拡大を図り、サスプラ利用率15%以上を目指す

2040年

国の支援等による他産業材・ケミカル品等の供給体制確立を前提に、サスプラ利用率20%*以上を目指す

＊供給側の体制整備状況・市場動向等を踏まえつつ、段階的に見直しを実施

金属類

現状、アルミや鋼材の鋳物等 活用可能な再生金属は概ね活用済みであり、今後は精錬メーカー等での新たな活用化技術の進展等を踏まえ、2030年頃に別途 目標を検討する

自工会「再生材活用促進に向けた自工会の取組みについて」より
https://www.jama.or.jp/operation/ecology/recycle/pdf/promote_use_of_recycled_materials.pdf

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

「循環性戦略」について（9条）：







2029年９月１日から

〇〇社「循環性戦略」
- 車両リサイクル率
- 含有懸念物質
- 再生材使用
- 解体考慮設計
  と**推進措置**
- 附属書V-B内容

- 策定後30日以内に型式認証機関・委員会に提出
- 内容に変更がある場合更新提出（附属書VパートB）
- 少なくとも5年ごとの更新
- 委員会は内容を**公開**
- 委員会は「自動車セクター循環性レポート」作成（2033/8/31）



Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

「循環性戦略」に含まれる要素：

本規則第二章「循環性要件」

- 自動車のリサイクル率（4条）：認証
- 車両中の懸念物質管理（5条）：認証
- 車両中の再生材使用義務（6条）：事前データ
- 特定部品/コンポーネントの解体性考慮設計（7条）：事前データ

→ 上記要件への適合性確保のための製造者の措置

附属書Vパート A

1. 法規4～7条の要件を満たすための措置に関する説明
2. 製造者が以下の行為を実施することの説明
   - サプライチェンを通じたデータ収集
   - 受領データの確認・検証
   - 4～5条への不適合リスク時の対応
3. 使用済み車両処理技術に関する情報
   自社車両のリサイクル率算出に使用した情報
4. 再生材料使用率に関する情報（6,10条）
5. 製造者が規則を遵守することのための各種措置
   - 附属書VIIIパートC記載部品の**取り外し性容易化**措置
   - 解体を防げたり、**再利用/再生を困難にする部品/材料**に対応する措置
   - 部品/コンポーネント**再利用促進の措置**
   - **研究開発/投資及び処理業者との協力**

附属書Vのパート B

1. 少なくとも5年毎の更新
2. 更新した循環性戦略に含める事項
   - **附属書Vパート A5項で実施した項目と有効性評価**
   - 循環性向上のため実施した**設計および製造における変更点**

Copyright(C)2026 JE

「デジタル循環性車両パスポート」について（13条）：

2032年9月1日以降に市場導入（placed on the market）される全車両

(1)「デジタル循環性車両パスポート」は適合性に基づき要求される、**車両関係の環境パスポート**（EU）2023/1542：電池パスポート、(EU)2024/1257：Euro7車両環境パスポート、(EU)2024/1781：デジタル製品パスポート　と整合し可能な限り統合される（13条1）

(2) 本パスポートは無償でアクセス可能であり以下の情報を含む（13条2）

(a) 第11条に規定される情報（部品解体性）

(b) 第5条5に定める例外規定による、鉛、水銀、カドミウム、六価クロムを含む部品情報

(c) プラスチック及び第10条1に列挙される、モータ中希土類、アルミニウム類、マグネシウム類鉄鋼類の再生材含有率

(d) 純正スペアパーツカタログ

(3) 他のパスポートに同じ情報が記載・利用可能な場合は重複記載をしない

(4) 本パスポートに含まれる情報は6項定めた規則に準拠（13条4）

(a)オープンスタンダード　(b)相互運用可能　(c)ベンダーロックインは「なく」相互運用可能なデータ交換ネットワークを通じ転送可能　(d)機械可読で構造化され検索可能

(5) 製造者による関連情報の正確さ最新性の確保

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

「事前解体部品」 附属書VIIIパートCより:

(1)電気自動車用バッテリー(含むバッテリー管理システム、車載充電器、ハウジング等)
(2)軽車両LMT(Light Means of Transport)バッテリー(含む電気自動車附属品と同等なもの)
(3)補機SLIバッテリー、(4)携帯用バッテリー、
(5)電動ドライブモーター(含む筐体、関連制御ユニット、配線、その他の部品、構成要素、材料)
(6)エンジンブロック、(7)触媒コンバーター、(8)変速機
(9)フロント・リア・サイドガラス、(総ガラス量の少なくとも70%)、(10)ホイールリム
(11)タイヤ、(12)インフォテインメントシステムの直接アクセス可能な部分
(13)ヘッドライトおよびテールライト(アクチュエータを含む)、(14)メインワイヤーハーネス、
(15)バンパー、(16)燃料タンク、(17)熱交換器、(18)炭素繊維強化プラスチック製部品
(19)電気・電子部品:
(a) 電気自動車用インバータおよびDC-DCコンバータ
(b) 容易にアクセス可能な大型プリント基板
(c) 表面積が0.2平方メートルを超える太陽光発電(PV)パネル
(d) オートマチックトランスミッション用の制御モジュールおよびバルブボックス

赤字:電池
青字:樹脂部品
緑色:電動関連
茶色:金属部品
黄色:電子部品

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

（参考）DPP適用例（綿製Tシャツ）：





T-シャツDPP表示例



販売・物流・使用・廃棄段階

＜物流・廃棄＞
・使用時のインストラクション
・物流の環境負荷
・回収・再生処理拠点

製造前段階

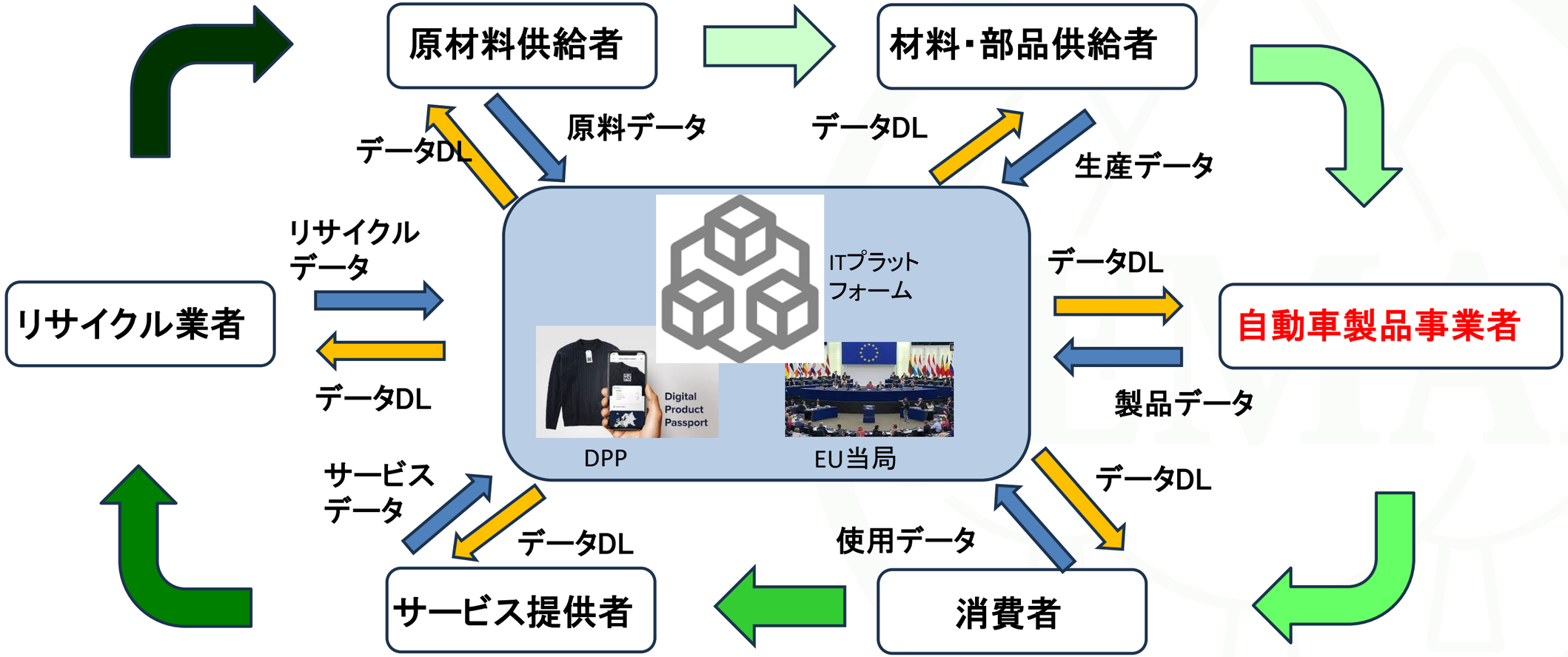
＜綿のソーシング＞
・農場に関する情報
・綿栽培効率/有機栽培/綿花種
・持続可能な農業
・労働者人権　　等

製造段階

＜綿繰、紡績、製造＞
・クラス、グレード、品質、再生材使用率
・「温暖化ガス」等排出（Scope1、2＆3）
・製造時「廃棄物管理」
・水資源使用量
・アレルギー、含有有害物質、VOC
・製造者情報　　等

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

デジタル循環性車両パスポートの利用イメージ：

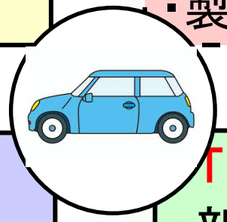


Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

各種「車両パスポート」に含まれる情報：

電池規則(EU)2023/1542 Art.77 附属書VI、XIII
「電池パスポート：BP」
・電池の一般情報（番号、重量、種類、製造者等）
・電池性能情報（容量、出力、使用温度
・有害物質、・重要原材料、・容量、・出力
・カーボンフットプリント、・再生材料
・解体や処理に関する情報

ESPR DPP (EU)2024/1781 Art.9 附属書III
「デジタル製品パスポート：DPP」
・製品識別コード（GTIN、TARIC等）
・環境フットプリント、・廃棄方法
・懸念物質（名称、CAS、存在部位、濃度、量等）
・法規適合文書、宣言
・マニュアル、安全情報
・製造者・輸入者情報



排ガスEuro7(EU)2024/1257 Art.3(68)
「環境車両パスポート：EVP」
・排ガス性能、・CO2排出量、・燃費
・電気消費、・走行距離、・駆動装置出力
・バッテリー耐久性　等

「循環性車両パスポート」ELV規則
・部品/コンポーネント/材料の解体・交換
・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム含有部品
・樹脂、鋼材、アルミニウム、マグネシウム
および特定元素（希土類、ニッケル、コバルト
ホウ素）の再生材含有率に関する宣言

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

ELV規則の各条項発効タイミング：

公布 2027/7	2027/9 ～	2028/9 ～	2029/9 ～	2030/9 ～	2031/9 ～	2032/9 ～	2033/9 ～	2034/9 ～	2035/9 ～	2036/9～
		▼ ELV指令廃止 / ELV規則施行								★：関連報告書委任細則制定期限
M1,N1は現行3R指令で対応継続（§57.2）			★			車両リサイクル率（4条）：認証				
M1,N1は現行ELV指令で対応継続（§57.1(a)）			★			懸念物質(5条)：認証				
			★			再生樹脂使用義務（15%）（6条）：認可当局提出				(25%)
			★	再生樹脂の基準適合証明、第三国産再生樹脂の第三者監査（6条）(2030/8/14～）：認可当局確認						
						解体が容易な設計（附属書VIIIパートC部品）（7条）：認可当局提出				
						解体・交換が容易な設計（電池、モーター）（7条）：認可当局提出				
			循環性戦略策定、提出および5年毎の更新（9条）：							
		▼ 委任細則	車両に含まれる再生材料に関する宣言（委任細則発効後12か月後）（10条）：							
M1,N1は現行指令の範囲で対応（§57.1(b)）			車両解体に関する情報提供（附属書VI,VIII-B,CおよびCRMA元素含有部品）および通信インフラ整備 （11条）：							

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

ELV規則の各条項発効タイミング：

公布 2027/7	2027/9 ～	2028/9 ～	2029/9 ～	2030/9 ～	2031/9 ～	2032/9 ～	2033/9 ～	2034/9 ～	2035/9 ～	2036/9～
		▼ ELV指令廃止 / ELV規則施行								
M1,N1は現行ELV指令で対応継続		材料マーキング（附属書VII1～3)（12条）：認証								
			★			循環性車両パスポート（他パスポート相互運用性）（13条）：（含む継続生産車）				
M1,N1は現行指令の範囲で対応（§57.1(b)）			拡大生産者責任の拡大（16条）：							
			自動車製造者登録（19条）：							
M1,N1は現行ELV指令で対応継続		自動車製造者の経済的責任（20条）：								
M1,N1は現行ELV指令で対応継続		使用済み車両の引き渡し（24条）：								
					中古車の輸出管理（36～46条）：					
		▼ 委任細則							ELV規則実施評価と見直し検討 56条2項(2035/12/31まで)	

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

目次

1. 循環型経済と欧州廃棄物枠組み指令
2. ELV規則のポイント
   ・今回の規則制定の経緯
   ・ELV規則の概要
   ・注目点：懸念物資の管理
   ・注目点：再生樹脂使用義務づけと課題
   ・注目点：循環性戦略
   ・注目点：循環性車両パスポート
   ・注目点：各規制項目の発効時期
3. 今後の対応

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

今後の対応：

1．業界団体等からの確実な情報収集

2．当局から発行される、「関連報告書」「委任細則」のフォローと理解

3．関係するデータの整備（材料種、再生材料使用率、部品解体性　等）
（基本的には自動車OEMからの要請での対応）

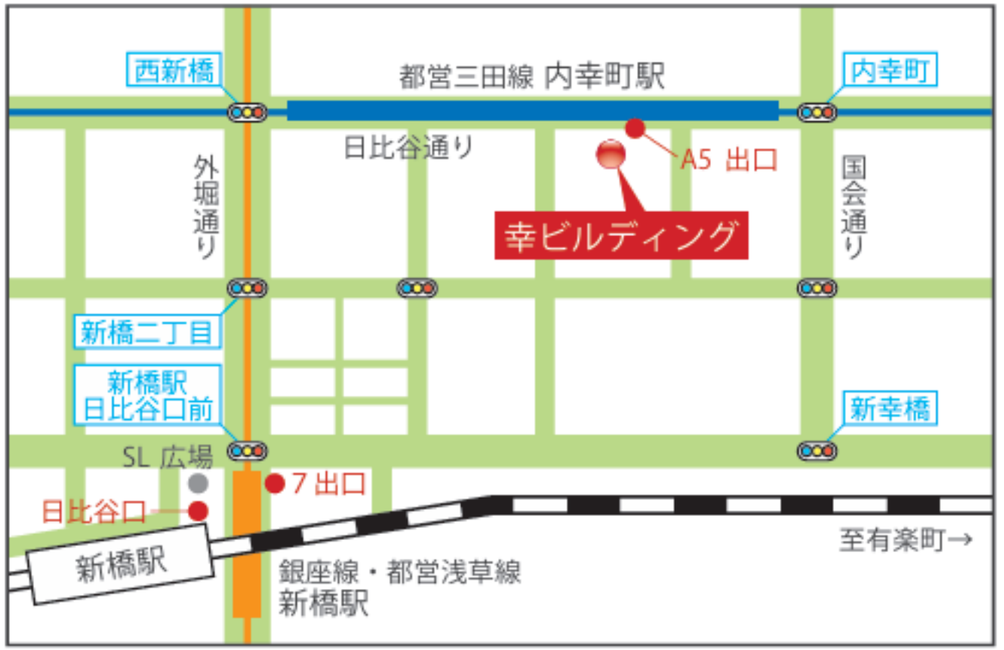
・ELV規則は、自動車に特化した「特別法」であり、対応検討については、自動車OEMの意向が強く反映されるので、自動車OEMとの密接な連携が必要となる。

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

（一社）産業環境管理協会（JEMAI）の概要

- 沿革
  - 昭和37年　9月　任意団体 大気汚染防止工業協会　設立
  - 昭和38年　8月　社団法人 大気汚染防止工業協会　設立
  - 昭和40年　9月　社団法人 大気汚染防止協会　に名称変更
  - 昭和41年11月　社団法人 産業公害防止協会　に名称変更
  - 平成　5年10月　社団法人 産業環境管理協会　に名称変更
  - 平成25年　4月　一般社団法人へ移行
- ミッション

  地球環境問題への対応に関する調査および研究、
  技術の指導等を通して、産業の健全な発展、ひいては
  国民生活の向上に寄与する事業を行う。
- 会員数
  - 594社（2026年 8月20日現在）



本部事務所

https://www.jemai.or.jp

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

（一社）産業環境管理協会（JEMAI）の概要

組織

環境管理部門
- 人材育成・出版センター
- 国際協力・技術センター

化学物質総合管理部門
- 国際化学物質管理支援センター
- 化学物質管理情報室
- 法令対応支援室
- JAMP 情報センター
- JAMP 情報業務室

試験部門
- 公害防止管理者試験センター
- 試験室（国家試験・資格認定講習）

- 資源・リサイクル促進センター
- 産業と環境の会センター
- CMPコンソーシアム

総務部門
- 総務室
- 経理室
- 企画・広報室

- コンプライアンス室
- CLOMA 事務局
- LCA 日本フォーラム事務局

北海道支部	（本部事務所に統合）
東北支部	
中部支部	
関西支部	（本部事務所に統合）
中国支部	
四国支部	
九州支部	



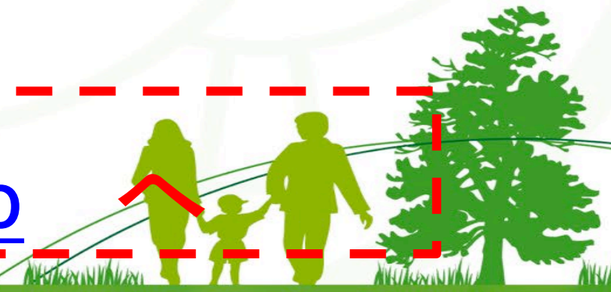
Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

（一社）産業環境管理協会（JEMAI）の化学物質管理サポート業務

●JEMAI国際化学物質管理支援センターの活動

- http://www.jemai.or.jp/chemicals/chemicalmanagement.html
- **講師派遣**
- **法令対応（化学品の欧州、中国などへの登録）**
- **コンサルティング**
  - ・SDS作成
  - ・法規コンサル
  - ・リスクアセスメント（労安法）
  - ・化学物質管理体制相談　等々
- **情報パッケージサービス（CATCHER）**

全てのご相談は　chemicals@jemai.or.jp　へ



Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

CATCHER 化学物質管理のための情報提供サービス

【速報！！メール通知サービス】
速報性を重視したメール通知サービスです。当センターで追跡している国内外の化学物質規制情報に変化があれば、2-3営業日以内にご登録いただいたアドレスに内容を報告します。*1
1）情報提供する法規制の対象及び提供国
①法規制対象：工業化学品及び電子電気機器製品に対する化学物質規制
②情報提供国： 欧州、北米、オセアニア、中国、台湾、韓国、東南アジア諸国、南米、ロシア、ウクライナ、中東 等（規制追加時は逐次追加）
③日本に提供範囲
1.化審法、2.安衛法(製品規制関連)、3.化管法(製品規制関連)、4.水銀による環境の汚染の防止に関する法律、5.毒劇法、6.環境物品等の調達の推進に関する基本方針7. フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律8. 安全保障貿易管理 9. 輸出貿易管理令
2）情報提供する内容
法規制の草案及び公布の速報とその内容解説及びそれらのガイダンス/Q&A

【法規動向！！メール通知サービス】新設料金そのまま
欧州規制/国内化学品関連規制の規制を動向を月度単位でまとめて、月初に情報提供致します。

【法規レポート！！メール通知サービス】新設料金そのまま
従来の速報発信に加え、新たに法規制の今後の方向性や背景にある議論の動向を先読みして解説する「法規動向レポート」の発行
・欧州「重要化学物質」に関する会議情報、欧州化学品庁による「規制上の課題となる主要分野」概要など

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

CATCHER 化学物質管理のための情報提供サービス

環境法令 情報提供サービス【CATCHER 】～「速報」に加えて「レポート」と「まとめ」が新登場。

	[既存] 速報サービス	[NEW] 規制動向	[NEW]法規レポート
内容/対象範囲	・工業化学品及び電子電気機器製品に対する化学物質規制について、草案、官報発行情報を配信	・欧州規制/国内化学品関連規制の規制に対して1ヶ月の動向を総まとめ	・欧州「重要化学物質」に関する会議情報、欧州化学品庁による規制上の課題などを中心にレポート
発行時期	逐次	月初	不定期

【導入メリット】
・【コンプライアンス強化】専門知識が必要な環境法令の変更も、正しく理解して対応可能
・【業務効率化】情報収集から社内報告書の作成にかかる時間を大幅に削減

【登録料金】
産業環境管理協会会員：30,000円（税抜）、 一般企業：50,000円（税抜）
https://www.chemical-info-jemai.net/catcher%E7%99%BB%E9%8C%B2 よりご登録ください

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

本日は、JEMAI ブースのセミナーにお越しいただきまして ありがとうございます。

本資料を許可なく複製、拡散することはご遠慮ください。



Copyright(C) JEMAI All Rights Reserved

Thank you for your attention.

